

令和8年度事業計画

我が国では人口が減少し、少子・高齢化が進んでいます。

こうした状況の中で、社会の活力を維持し、持続的な成長を実現していくためには、働く意欲のある高齢者が、年齢にかかわらずその能力や経験を活かして生涯現役で活躍し続けられる社会環境が求められています。

シルバー人材センターの事業は、就業機会の提供を通じて、高齢者の生きがいや健康増進、仲間づくりなど豊かな生活を実現し、併せて地域社会における活躍の場を整えるのものです。その期待と役割は、ますます大きくなっています。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は、会員数の減少や会員の高齢化が続くなど厳しい状況にあります。「会員数の拡大」と「就業場所の確保」は、シルバー事業を支える基盤になりますので、着実に取り組んでまいります。

また、昨年11月に施行された「フリーランス法」の趣旨を踏まえた対応として、国の方針に基づき、発注者、センター、会員の三者間の包括的契約への円滑な移行を進めてまいります。

さらに、安全就業の徹底やシルバー事業へのデジタル技術の導入についても、取り組んでいく必要があります。

今後とも、経営基盤の強化を図り地域における信用を確保するために、関係機関の協力を得ながら、会員及び役職員が一丸となって本計画に掲げた事業の推進に取り組んでまいります。

1. 【基本方針】

センターが行う事業は、高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保、提供し、また、その他の社会参加活動を推進することにより高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とします。

センター事業に対する地域社会の期待に応えていくため、1人でも多くの高齢者の方に会員になって頂くとともに、センターの役割を発揮することにより、持続可能な社会の実現を目指し、「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、事業推進に取り組めます。

2. 基本方針に基づき、次の事業を計画します。

I. 公益目的事業

1. 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

(1) 受託事業

【内 容】

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域社会の日常生活に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これを会員に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供します。

就業機会の提供に当たっては、

- ① 発注された仕事の情報は、事務局便り等で会員に周知を図り、会員の希望、能力等を勘案した上で、適切な会員に就業機会を提供します。
- ② 公平な就業機会の提供を原則とします。
- ③ できるだけ多くの会員が就業機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、仕事の分かち合いに配慮します。
- ④ 当センターの会員が昨年 11 月に施行されたフリーランス法の保護を受けるため、請負・委任の形態で就業する契約については、国の方針に従い、新たな契約方法（発注者、センター、会員の三者間の包括的契約）に順次移行します。

(2) 独自事業

【内 容】

地域から有償で仕事を受託するだけでなく、高齢者の就業機会を広げるため、高齢者が独自の創意と工夫により企画し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を創出する事業を行います。

実施事業 パソコン教室及びパソコンに係る相談等

2. 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

【内 容】

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、次の事業を行います。

(1) 職業紹介事業

臨時的・短期的又はその他の軽易な業務の求人を受け付け、これを希望する高年齢者に紹介します。

(2) 労働者派遣事業

臨時的・短期的又はその他の軽易な業務において、派遣労働を希望し、センター派遣会員に登録した者が雇用契約を結び企業等からの派遣依頼を受け、当該会員を派遣する事業です。

なお、本事業は、県連合会と連携して行うもので、適正就業の観点から適合する仕事から実施します。

3. 臨時的・短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を身につけるための講習

【内 容】

実際の就業に結びつけたり、就業分野の拡大につなげるため、就業意欲のある高齢者に、就業上必要な技能、知識を身につける講習を実施します。

講習会では、技術の習得や向上はもちろん、機械器具の安全かつ効率的な操作方法、救急の時の対処方法、佐賀県シルバー人材センター連合会と連携して行う事業などを実施します。

機材取扱講習会、襖・障子張り講習会、接遇マナー講習会、剪定講習会、救命救急法、マンション管理業務講習会等

4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

【内 容】

高年齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動を行います。

(1) 普及啓発活動

本事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所、官公庁に対し本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに高年齢者自身の本事業に対する意識啓発を行います。

- ①ホームページや鳥栖市の行政広報誌への掲載
- ②入会説明会の実施(毎週火曜日)
- ③ボランティア活動の実施 (ゴミ拾い、施設慰問等)
- ④行政に対する要望活動
- ⑤広報パンフレットやチラシ等の配布

(2) 安全・適正就業の推進

会員が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行います。

①安全対策委員会

年1～2回程度、委員会を開催し就業における安全確保のための方策を検討します。

②安全パトロール

随時、事故率の高い剪定・除草作業等の現場を安全・適正就業委員が巡回し、安全に対する処置、身なり等の点検、注意喚起を行います。

③佐賀県安全就業大会

佐賀県シルバー人材センター連合会が開催する大会に役員や委員が参加し、他シルバーや民間企業の安全対策の最新状況を勉強します。

④安全就業研修会の開催

健康の維持や救急救命、交通事故の防止などの研修会を行います。

(3) 調査研究事業

①アンケート調査の実施

発注者からの就業満足度及びシルバー事業への要望や意見のアンケート、会員への意識調査等を行いニーズに対応していきます。

(4) 就業開拓事業

①就業機会開拓推進員の設置

地域住民に対して、シルバー事業の趣旨、目的、仕組み等を周知し、地域に潜在する就業機会、受注の拡大を図るため、就業機会開拓推進員を設置し、事業所や家庭、官公庁を訪問、面談し、就業開拓事業を展開する。

(5) 空き家・空き地等管理事業

現在、鳥栖市でも空き家・空き地が増加しており、鳥栖市と協定を締結し、連携・協力して所有者からの依頼を受けて空き家等の見回りや草刈・剪定等の作業を実施します。

(6) 相談、情報提供事業

①入会説明会の実施（毎週火曜日）

(7) 社会参加活動推進事業

シルバー人材センター事業の支援に対する感謝の意味を込め、できる範囲で社会参加します。

① ボランティア活動(公園等のごみ拾い、施設への慰問等)

(8) 地域の高年齢者等を対象とした技能講習会の実施

佐賀県シルバー人材センター連合会と連携して、雇用を前提とした技能講習を行うことにより、高年齢者に対して、雇用、就業の支援を行います。

介護補助養成講習会、マンション管理業務講習会等